

## 陸前高田市地域公共交通計画の策定の方向性及び今後の進め方について

## 1 地域公共交通計画とは

## (1) 地域公共交通を取り巻く実情

- ・利用者の減少に伴い、地域公共交通の収益が減少し、ネットワークの縮小やサービス水準を低下させざるを得ず、結果的に更なる利用者の減少を引き起こしてしまう「負のスパイラル」が発生
- ・地域公共交通の維持・改善はまちづくり、観光、健康、福祉、教育、環境などの様々な分野に対し大きな効果を与える
- ・地域公共交通の課題は地域によって異なり、地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組む必要性が高い

交通政策基本法（平成 25 年度成立）の基本原則に則り、

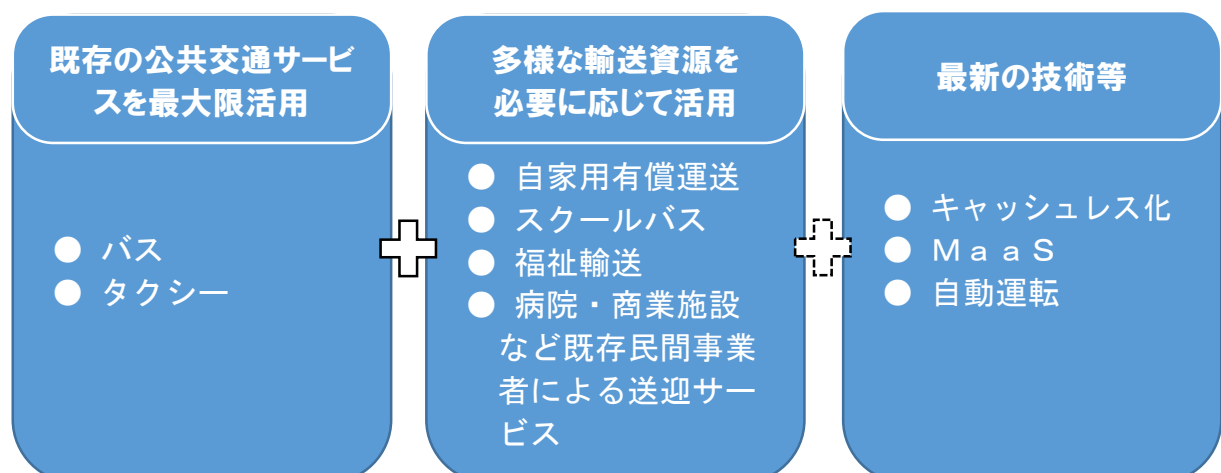
- ①地方公共団体が主体となり、
- ②まちづくりと連携し
- ③面的な公共交通ネットワークを再構築する必要がある

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」一部改正（平成 26 年度）により、地方公共団体（県・市町村）が交通事業者（バス会社・タクシー会社など）と連携しつつ、地域の今後の公共交通のあり方を宣言する「地域公共交通網形成計画（以降、網形成計画と呼ぶ）」を策定することができるようになった。

同法の改正（令和 2 年度）により、網形成計画に代わる新たな法定計画として「地域公共交通計画（以降、交通計画と呼ぶ）」の策定が努力義務となった。

## (2) 地域公共交通計画策定のねらい

地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす。



当市においては、現行計画の成果や課題を踏まえて、復興事業の完了及びウィズコロナの時代における公共交通を含めた移動サービスの全体像を定め、維持・確保、利用促進のための方針を定め、関係者と共有することがねらいである。

また、本年度策定予定の「陸前高田市まちづくり総合計画後期基本計画」との整合を図るものとする。

## 2 交通計画の記載事項等

### (1) 記載事項

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
  - ・地域旅客サービスについての利用者の数
  - ・収支
  - ・地域旅客運送サービスの費用に対する国・地方公共団体の負担額
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間（原稿原則5年程度とされるが、地域の実情に合わせて設定）
- ⑦ その他

### (2) 計画策定に当たってのポイント

- ①地方公共団体が中心となって進める
  - ・計画策定は市が主導して進めていく。ただし、協議会を通じ、行政・交通事業者・住民をはじめとする関係者全員と連携の下で議論を進める。
- ②持続可能な計画を策定する
  - ・特定の地域や事業ではなく、ネットワーク全体を対象として検討を進める。
  - ・特定の交通手段に特化するのではなく、複数の交通手段の連携・分担を考える。
- ③まちづくりと連携する
  - ・まちづくりをはじめ、観光振興や福祉、教育、環境等の他分野と連携する。
- ④具体的で可能な限り数値化した目標を設定し、達成状況进行评估する
  - ・関係者が共通認識を持って取り組みを推進できるよう、具体的かつ明確な目標

を設定する。

- ・目標を着実に実行するためのモニタリング・評価のスケジュール・役割分担を明確化する。

### 3 計画書の構成イメージ（目次案）

1. 計画の概要
  - 1.1. 計画の背景・目的
  - 1.2. 計画の区域
  - 1.3. 計画の位置づけ
  - 1.4. 計画の期間
2. 地域公共交通に関する実態
  - 2.1. 地域概要
  - 2.2. 移動実態
  - 2.3. 地域公共交通の運行状況
  - 2.4. 市民の公共交通の利用実態及び公共交通に対する意識
  - 2.5. 陸前高田市地域公共交通網形成計画における評価指標の達成状況
  - 2.6. 関連計画の整理
  - 2.7. 地域公共交通に関する課題概要
3. 基本理念と計画の目標
  - 3.1. 将来ビジョン
  - 3.2. 計画の基本方針と目標
  - 3.3. 評価指標の設定
4. 目標を達成するための施策の概要
  - 4.1. 地域公共交通ネットワークの全体構想
  - 4.2. 事業推進方法
5. 計画の推進に向けて
  - 5.1. 実施主体と役割分担
  - 5.2. 実施スケジュール
  - 5.3. 事業の推進の予備管理体制
  - 5.4. モニタリング・評価の方法

#### 4 今年度実施予定の調査

##### (1) 市民の移動実態を把握するための調査

###### ア 市民アンケート調査

- ・市内全域の居住者を対象としたアンケート調査（対象：1,600人程度）を行う。
- ・普段の移動実態、公共交通の利用実態、満足度等について調査する。

###### イ 高校生アンケート調査

- ・気仙管内の高校生を対象としたアンケート調査（対象：400人程度）を行う。
- ・調査項目は市民アンケートと連携し、特に通学時の実態について調査する。

###### ウ 免許返納・不保持者へのヒアリング

- ・市郊外部を中心に、民生委員らの協力をいただきながら、免許を持っていない方への個別ヒアリング調査を行う。
- ・従前行った調査（横田町、矢作町二又地区、同生出地区及び広田町）に準じ、特に移動実態や公共交通の利用意向などについて聞き取る。

##### (2) 公共交通の利用実態を把握するための調査

###### ア 運行日誌（停留所別乗降者数）の取りまとめ

- ・交通事業者が毎便記録している市内路線の停留所別乗降データを整理する。

###### イ 交通事業者、市内主要施設へのヒアリング調査

- ・市内路線の運行を担う交通事業者や、市内の商業施設、医療施設等にヒアリングを行う。

###### ウ デマンド交通登録者を対象としたアンケート調査

- ・デマンド交通登録者を対象としたアンケート調査（対象：700人程度）を行う。
- ・デマンド交通の利用実態、満足度について把握する。

###### エ 免許返納者・不保持者へのヒアリング

- ・(1)ウに同じ。

##### (3) 公共的な移動手段の利用実態を把握するための調査

###### ア ふるさとタクシー助成の利用実態の取りまとめ

###### イ モビタの利用実態の取りまとめ

###### ウ スクールバスや患者輸送車などの利用実態の取りまとめ

## 5 今後の進め方（案）

令和5年4～10月	運行日誌、ふるさとタクシー助成・モビタ利用実態の取りまとめ
6月12日(本日)	第1回地域公共交通会議
6～10月	免許返納者等ヒアリング
7～8月	市民・高校生・デマンド登録者アンケート調査
9～10月	交通事業者等ヒアリング ※分科会として実施予定
11月	第2回地域公共交通会議、計画素案提示
12月	パブリックコメント
令和6年 1月	第3回地域公共交通会議、計画案提示